

船員法の改正事項と政令・省令改正案

令和7年7月
海事局船員政策課

- 船員不足の深刻化等の環境変化を踏まえ、海技人材の確保の今後のあり方として、5つの方向性に沿って対応策を講じていく。
- このうち法律事項については、船員法等の一部を改正する法律が令和7年4月25日に成立(令和7年5月14日公布)。

海技人材の確保のあり方に関する検討会 中間とりまとめ【5つの方向性と対応策】

①海技人材の養成ルートの強化

- 一般大学の卒業生に対応する養成ルートの強化
- 水産高校との連携強化(4級・5級)
- 陸上からの転職者等を念頭に置いた養成ルートの強化

②海技人材確保の間口の拡充

- 船員職業安定制度の見直し
- ハローワークとの連携強化
- 退職海上自衛官の活用推進 等

③海技人材の養成・就業拡大に向けた訴求強化

- 船員の養成・就業拡大に向けた訴求強化戦略(仮称)の策定
- 海技免状保有者へのアプローチ強化 等

④海技人材の多様な働き方の促進と職場環境の改善

- 快適な海上労働環境形成の促進
- 女性船員が安心して活躍できる就業環境の整備 等

⑤新燃料に対応可能な海技人材の確保・育成

- 新燃料に対応可能な船員教育訓練体制の基本的な考え方の整理

法律事項

法律事項

船員法等の一部を改正する法律(令和7年4月25日成立)の概要

1. 船員不足の深刻化への対応

【船員法・船員職業安定法】

- ① 地方公共団体による無料の船員職業紹介事業を創設。【船員職業安定法】
- ② 船員募集情報提供事業を位置づけ。【船員職業安定法】
- ③ 船員の募集主や船員の募集情報を取扱う者(※)に対し、虚偽表示や誤解を生じさせる表示の禁止等、募集情報の的確な表示を確保するための措置を義務付け。【船員職業安定法】
(※)地方運輸局、地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者
- ④ 船舶所有者に対し、快適な海上労働環境(※)の形成のための措置を講ずる努力義務を課し、当該措置について国が指針を策定。【船員法】
(※)船内の職場環境、船員室の居住環境・通信環境
- ⑤ 船舶所有者に対し、非常時における安全衛生確保のための訓練の実施義務に係る規定を整備。(STCW-F条約の担保と合わせて措置)【船員法】

2. 国際的な規制強化への対応

【船員法・船舶職員及び小型船舶操縦者法】

- ① 船舶所有者に対し、一定規模以上の漁船(特定漁船)に船長又は航海士として乗り組むための要件(乗船履歴(業務経験)の保有・漁ろう操船講習の修了)を満たした者を乗り組ませることを義務付け。【船舶職員法】
- ② 我が国に入港する外国漁船がSTCW-F条約に適合しているかどうかの検査を実施するための規定を整備。【船員法・船舶職員法】
- ③ 船長に対し、輸送中のコンテナを海中転落させた場合の付近を航行する船舶等への通報制度を創設。【船員法】

3. 船員関係手続のデジタル化への対応

【船員法】

- ① 船員手帳への船長による記載・国土交通大臣による証印について、それぞれ電子書面・電子証書の交付で代替することを可能とする。【船員法】

施行期日

公布日から起算して1年以内で政令で定める日(ただし、1⑤及び2①②はSTCW-F条約が日本について効力を生ずる日(一部は効力を生ずる日前の政令で定める日)、2③はSOLAS条約附属書の改正が日本について効力を生ずる日)

STCW-F条約関係～政令・省令改正～

STCW-F条約の改正～1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約～

STCW-F条約 (The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Fishing Vessel Personnel)

【採択】1995年7月 【発効】2012年9月
【締約国】36力国(日本:未批准)

○本条約は、海上における生命及び財産の安全等の見地から、漁船員の訓練、資格証明の要件及び当直基準等を定めるもの。

○本条約の包括的な見直しが実施され、**2024年5月23日に採択**、**2026年1月1日に発効**することが決まった。

STCW-F条約の改正

条約改正の経緯

1995年の採択以来、一度も改正されておらず、古い規定や不足内容が多かったことから、我が国含む共同提案により包括的な見直しが行われることとなった

主な改正内容

STCW条約にある「身体基準」「機関士の資格証明書」「**船上の安全に関する基本的な訓練**」を追加

改正条約の構成

条文本文(Article)

今回改正

附属書(Annex)

規則(Regulations)

STCW-Fコード(Code)

今回追加

A部 基準(Standards)

B部 指針(Guidance)

義務的な要件

推奨される要件(非強制)

条約の構成

条文

15条で構成
条約の基本ルールを規定

今回改正

附属書

全4章で構成
漁船員の資格要件等を規定

今回追加

STCW-Fコード

詳細要件を規定
A部(強制)とB部(非強制)に分かれる

附属書の構成と内容

第1章 一般規定

第2章 船長、職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明のための要件

第3章 基本的な安全訓練

第4章 当直

各部職員の資格要件

漁船員に対する基本訓練

当直の基本原則等

海上労働の安全衛生の確保に関する基本訓練等の義務付け等

概要

- 基本訓練は、万が一船舶に急迫した危険がある場合に命を守るために必要な教育訓練として、我が国が批准しているSTCW条約において実施が求められており、「**生存訓練**」「**消火訓練**」「**応急訓練**」「**安全社会訓練**」の4つがある。商船では、「生存訓練」「消火訓練」について、実技講習での実施と、5年毎の能力維持証明が必要であるが、現行において、労働安全衛生規則第11条と、その運用により実施してきたところ。
- 今般、STCW-F条約の国内担保に合わせて、**基本訓練に関する法律上の位置づけを明確にする**ため、船員法を改正し、「雇入契約締結時における基本訓練の実施義務」と、「特定の船員(※次頁)の雇入契約締結時における実技講習の実施義務」を課すこととした(新船員法第81条の2～第81条の5)。
- また、「生存訓練」「消火訓練」の実技講習を行う機関を登録制とした(新船員法第83条の2～第83条の19)。
- **STCW-F条約が日本国について効力を生ずる日から適用。**

①生存訓練(個々の生存技術)

救命胴衣の着用、高所からの飛び込み、救命いかだの復正と乗込 等

②消火訓練(防火及び消火)

呼吸具の着用、消火器による火災消火 等

③応急訓練(初歩的な応急手当)

ケガ、疾病の応急処置

特定の船員は「実技講習」と「5年ごとの能力維持証明」が必要



救命胴衣の着用と訓練



安全な水中への飛び込み



消火器の使用と消火



煙充滿の閉鎖区域での救助等

④安全社会訓練(個々の安全及び社会的責任)

非常時の手段、海洋汚染防止、船内コミュニケーション等

省令事項

基本訓練の内容等について

- ・基本訓練の内容について、以下のとおりとし、その内容・方法は告示で定める基準に適合したものとすることを定めることとする。
 - 漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員:上記①～④の訓練
 - 漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員:上記①～④の訓練とするが、安全社会訓練においては、漁船特有の知識を追加する
- ・基本訓練の修了証明書の交付手続について定めることとする。
- ・船舶所有者による基本訓練に係る記録の作成・保存について定めることとする。

海上労働の安全衛生の確保に関する基本訓練等の義務付け等

基本訓練の実施主体

【① 全船員(②以外)】

生存訓練	消火訓練	応急訓練	安全社会訓練
座学	座学	座学	座学

船舶所有者が実施

【② 特定の船員(※)】

※沿海以遠を航行する船舶その他の省令で定める船舶において
船長、省令で定める職務を行う旨を定めた雇入契約を締結した船員

生存訓練	消火訓練	応急訓練	安全社会訓練
実技	実技	座学	座学

船舶所有者が実施

登録講習機関が実施
(船舶所有者自ら実施する場合も要登録)

政令事項

・実技講習を実施するための民間機関として、「登録生存講習機関」、「登録消火講習機関」を設けるところ、それらの登録の更新(有効期間)に関し、3年と定めることとする。

※改正法において「3年以内において政令で定める期間」と規定。

省令事項

・「登録生存講習機関」、「登録消火講習機関」における「登録手続(申請書の記載事項等)、審査基準等」について、定めることとする。

※登録講習機関の登録の準備行為は、令和7年10月1日施行予定。

省令事項

実技講習の対象船舶・船員について

・実技講習を行うこととなる特定雇入契約の対象船員に関し、省令において定めることとされている「船舶の航行区域・総トン数、船員の職務の内容」について定めることとする。

	① 全船員 (②以外)	② 特定の船員
外航	船員法適用 の全ての 船舶・船員	沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20トン以上の船舶に乗り組む船員であって安全任務等に指名される者
内航		沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20トン以上の船舶に乗り組む船員であって安全任務等に指名される者で船長、航海当直部員等の職務に就く者
漁船		無限定水域(EZZ外)において航行する国際総トン数300総トン以上の漁船に乗り組む全ての漁船員

漁ろうに従事する外国船舶の監督(PSC)

概要

- 海事関係の国際条約においては、旗国(船舶が登録されている国)の義務として、登録船舶を監督(船舶検査等)することに加え、条約の実効性を担保するため、自国に入港する外国船舶に対して立入検査を行うことができる。不適合である場合には、是正命令・航行差止が可能。
- 今般、STCW-F条約の締結に伴い、船員法を改正し、我が国に入港する外国漁船に対して、条約が求める以下の要件に適合しているか立入検査できることとした(新船員法第120条の3)。
 - ・乗組員が条約に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施していること
 - ・乗組員が条約に基づく基本訓練を修了した旨の証明書を受有していること

PSC = Port State Control

入港した外国籍船舶に対して、寄港国当局が船舶の構造・設備、海洋汚染防止設備、船員の資格要件等が国際条約に適合しているか確認するための検査

旗国の義務(Flag State Control)
(条約の履行。法令の制定・検査等の実施・証書の発行)

両輪となって機能

寄港国の権利(Port State Control)

< 海事関係の国際条約の例 >

- 海上人命安全条約(SOLAS条約)
- 海洋汚染防止条約(MARPOL条約)
- 満載喫水線条約(LL条約)
- 海上衝突予防条約(COLREG条約)
- 船員の資格証明当直基準に関する条約(STCW条約)
- 等

PSCの流れ



外国船舶入港情報



PSC実施対象船舶の決定



訪船し立入検査



是正命令書交付



船側で是正を実施



再度の訪船により
指摘箇所の是正確認



是正を確認



レポートを交付



報告、公表

航海当直の実施状況は、
航海日誌や記録を元に検査

省令事項

外国船舶の監督の対象となる船舶

外国船舶の監督の対象となる「日本船舶以外の船舶であって省令において定める船舶」について、漁船を追加することとする。

改正SOLAS条約関係～省令改正～

SOLAS条約

(The International Convention for the **S**afety **o**f **L**ife **a**t **S**ea)

→1974年の海上における人命の安全のための国際条約

【採択】1974年11月 【発効】1980年5月 【加盟国】167カ国(日本:1980年批准)

- ✓ 1912年に発生したタイタニック号事故を契機として船舶の堪航性及び旅客や船員の安全確保を目的に策定
- ✓ 船舶の構造、救命設備や航海用具などの技術基準について、国際的に統一された基準を設定
- ✓ 主管庁による定期的な検査の実施、証書の発給、寄港国による監督などを規定

附属書の構成と内容

第1章 一般規定

第2-1章 構造、区画、復原性、機関及び電気設備

第2-2章 防火、消防

第3章 救命設備

第4章 無線通信

第5章 航行の安全

第6章 貨物の運送

第7章 危険物の運送

第8章 原子力船

第9章 船舶の安全運航の管理

第10章 高速船の安全措置

第11-1章 海上の安全性を高めるための特別措置

第11-2章 海上の保安を高めるための特別措置

第12章 ばら積み貨物船のための追加的安全措置

第13章 条約要件の遵守の確認

第14章 極水域を航行する船舶の安全措置

第15章 産業人員を輸送する船舶の安全措置

輸送中のコンテナ海中転落時・漂流コンテナ発見時の即時通報

概要

- 令和6年5月、IMOにおいてSOLAS条約附属書の改正が採択され、船長がコンテナの紛失・漂流に関与した場合には、その詳細を付近の船舶や最も近い沿岸国に通報しなければならないこととされた。
- 今般、SOLAS条約附属書の改正に伴い、船員法を改正し、輸送中のコンテナが海中転落した場合は、付近を航行する船舶等への「船長による即時通報義務」を課すとともに、「異常気象など船長が通報困難であると認めるときは、船舶所有者等が船長に代わって即時通報するよう努める」こととした(新船員法第13条の2)。
- **SOLAS条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から適用。**



即時通報先

- ・付近を航行する船舶
- ・海上保安機関
- ・旗国(国土交通大臣)

船長等による即時通報

省令事項

コンテナ海中転落時の即時通報

輸送中のコンテナ海中転落時の船長による即時通報義務に関し、省令において定めることとされている「義務付け対象船舶、通報事項・方法など」について、以下のとおり定めることとする。

- ①義務付け対象船舶:原則、無線電信等の設備を有する船舶
- ②通報事項:通報者の氏名、転落したコンテナの見込み数など
- ③通報方法:安全通信又は電子メールなど
- ④通報先となる船舶:安全通信の電波を受信できる範囲に存在する船舶
- ⑤船長に代わって通報を行うよう努める船舶の運航に関し権限を有する者:船舶所有者から船舶の運航の責任を引き受けて船舶を運航する者 等

漂流コンテナ発見時の即時通報

(※法改正によるものではないが、SOLAS条約附属書の改正に伴い規定)

船員法施行規則第3条の2は、漂流物など発見時の船長による通報義務を規定しているところ、今般、SOLAS条約附属書の改正に伴い、漂流物のうちコンテナ発見時の船長による通報が義務化及び通報事項が明確化されたことから、通報事項に関して、以下のとおり定めることとする。

- ①船舶の名称など
- ②船長の氏名
- ③通報先の海上保安機関の名称
- ④風向、風力又は風速、潮流の流向・速度、海象、波高など 等